

30 監 査 第 94 号
平成 30 年 9 月 3 日

請求人（略）

愛知県監査委員 篠 田 信 示

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

同 峰 野 修

同 須 崎 か ん

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について
（通知）

平成30年7月10日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」とい
う。）に係る監査の結果は、別紙のとおりです。

別紙 本件住民監査請求に係る監査の結果

第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から平成30年7月10日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書並びに同年7月24日付けで提出された事実証明書並びに同年7月26日に請求人が行った陳述により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

1 請求事項

監査委員は、愛知県知事に対し、愛知県（以下「県」という。）が、平成25年度から平成29年度までの間に、一宮市に支払った民生委員・児童委員活動費用弁償費148,589,180円を、一宮市と連帯して県に返還させるための必要な措置をとることを勧告するよう求める。

2 請求理由

愛知県民生委員・児童委員活動等費用弁償費交付要綱（以下「交付要綱」という。）によれば、県は、民生委員・児童委員に対する活動費用弁償費（以下「弁償費」という。）について、福祉事務所長等を県の資金前渡員に指定し、資金前渡の方法により資金を交付するものとし、資金前渡した弁償費については、民生委員・児童委員の領収書を徴し、資金前渡金の精算を行うこととなっている。

しかし、民生委員・児童委員の領収書が正式な領収書といえるかどうか等、次のとおり、多くの問題点が見つまっている。

(1) 民生委員・児童委員の領収書

ア 宛先及び発行日がないこと。

イ 交付年月日を一宮市が記入していること。

ウ 交付年月日（平成28年9月30日付け領収書）を一宮市長印で訂正しているものや、合計金額（平成25年11月22日付け領収書）及び民生・児童委員氏名（平成27年9月30日付け領収書）を訂正印なしで訂正しているものがあること。

エ 確認できた領収書は全て交付年月日が間違っていること。

(2) 交付要綱に定められた金額と異なった金額が交付されているものがあること。

(3) 交付要綱に定められた金額が民生委員各自に交付されていないものがあること。

(4) 年度末まで民生委員・児童委員に個々に支払われなくて、民生委員協議会で余った金額を年度末に規定に従い分配しているものがあること。

様式が領収書として認められたとしても、弁償費の交付年月日は、ほぼ

すべてが違い、交付金額も多数違うと思われ、間違った領収書で精算されたことになる。

したがって、精算は無効であり、県が平成25年度から平成29年度までの間に一宮市に支払った弁償費を、愛知県知事と一宮市が連帯して、全額県に返還することを求める。

第2 監査の実施

本件住民監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件に適合していると認めたので、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

県が、平成25年度から平成29年度までの間に一宮市の区域の民生委員・児童委員に交付した弁償費

2 監査対象機関

健康福祉部地域福祉課、同部児童家庭課及び愛知県尾張福祉相談センター（民生委員・児童委員活動等費用弁償費に係る資金前渡員を含む。）

第3 監査結果

1 認定した事実

(1) 関係法令等

ア 民生委員法及び児童福祉法

民生委員は、民生委員法（昭和23年法律第198号）により厚生労働大臣の委嘱を受けて、地域住民の福祉向上のため活動している民間の協力機関である。民生委員は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条第2項により児童委員に充てられたものとされている。民生委員の委嘱を受けた者は、児童委員を兼務することとなり、その任務は、要保護児童の福祉及び福祉事務所等の行政機関への連絡、協力の業務等、広範囲に及んでいる。

また、民生委員及び児童委員に関する費用は、民生委員法第26条及び児童福祉法第50条第2号の規定により都道府県が負担することとされている。

なお、民生委員法第20条の規定により、民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見を聴いて定める区域ごとに、民生委員協議会（以下「協議会」という。）を組織しなければならないことが法定されている。

イ 愛知県民生委員・児童委員活動等費用弁償費交付要綱

愛知県では、交付要綱を定め、弁償費について次のとおりとしている。

(ア) 弁償費の交付

愛知県内（政令指定都市及び中核市を除く。）の民生委員・児童委員が日常活動において要する費用として弁償費を交付する。

(イ) 弁償費の額

a 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで 年額58,200円（民生委員分、児童委員分各29,100円）

b 平成29年4月1日以降 年額59,000円（民生委員分、児童委員分各29,500円）

なお、年度の中で委嘱又は解嘱された者の弁償費は、別表1のとおり定めている。

(ウ) 交付の方法

4月から9月までを上半期、10月から翌年3月までを下半期とし、上半期、下半期に分割して交付する。

(エ) 資金交付

福祉相談センター長は、弁償費について資金前渡の方法により資金を交付する。

(オ) 精算

資金前渡した弁償費については、民生委員・児童委員の領収書を徴し、精算を行う。

ウ 法令に定める資金前渡

法第232条の5第2項は、「普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡（中略）の方法によってこれを行うことができる。」と定めている。

これを受けて、法施行令（昭和22年政令第16号）第161条第1項柱書は、「次に掲げる経費については、当該普通地方公共団体の職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。」と規定しており、同項第7号は、「報償金その他これに類する経費」を掲げている。

また、同条第3項は、「前2項の規定による資金の前渡は、特に必要があるときは、他の普通地方公共団体の職員に対してもこれを行うことができる。」と規定している。

法第153条第1項は、「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任（中略）させることができる。」という事務の委任について定めている。

(2) 弁償費の交付手続

ア 福祉相談センター長から資金前渡員への交付

一宮市の民生委員及び児童委員に関する事務は、知事から事務の委任

を受けた愛知県尾張福祉相談センター長（以下「センター長」という。）が分掌しており、(1)の関係法令等により、一宮市福祉部生活福祉課長を資金前渡員に指定している。そこで、センター長は、一宮市の各民生委員・児童委員（以下「各委員」という。）に交付する弁償費を、指定した資金前渡員（以下「本件資金前渡員」という。）の預金口座に上半期・下半期ごとに送金していた。

イ 本件資金前渡員から各委員への交付

本件資金前渡員は、各委員が受領すべき弁償費を各委員が加入する各協議会を通じて交付していた。

その交付手続については、民生委員・児童委員が年度の中で交代して精算額が発生した場合を除き、全額を別表2のとおり各協議会が指定する預金口座に送金していた。

また、各協議会から各委員に対する弁償費の支払方法、内容等については、各協議会の運用によるところとしていた。

本件資金前渡員から各委員に対して交付された弁償費については、協議会の会費等を各委員から徴収金として控除した残額を交付していた協議会もあれば、そのような控除を行わず、一旦、弁償費全額を交付していた協議会もあり、その取扱いは様々であった。

なお、本件資金前渡員の説明によれば、現在、一宮市の民生委員・児童委員の数が500人以上と多数に及んでおり、各協議会の会場に現金を持参して弁償費を交付した場合、事故、紛失、盗難等の危険性の問題があることや、各委員の預金口座に送金して交付する場合、データ管理等の事務量の多さから現職員体制では円滑な事務処理が困難であることが、現行の交付手続を行っている理由であり、遅くとも平成11年度には、現行の交付手続により弁償費の交付が行われていたとのことであった。

ウ 本件資金前渡員及び一宮市福祉部職員による民生委員・児童委員活動費用弁償費領収書の徴取

民生委員・児童委員活動費用弁償費領収書（以下「領収書」という。）の徴取について、本件資金前渡員及び一宮市福祉部職員（以下「本件資金前渡員等」という。）から、次のとおり説明があった。

(ア) 本件資金前渡員等による領収書への押印の依頼

本件資金前渡員等は、各協議会の会議に年4回出席し、そのうち2回（4月・10月）の会議の席上、弁償費が各協議会の預金口座に振込済であることを伝達し、受領印の押印を依頼していた。各委員はその場で領収書に押印していた。

(イ) 各協議会に欠席した各委員の領収書への押印

各委員が各協議会の会議に欠席した場合など、会議終了後に、領収書への押印ができないときには、本件資金前渡員等は、協議会の会長等に依頼し、後日、押印された領収書を受け取っていた。

(ウ) 領収書の記入

本件資金前渡員等は、別記様式の領収書に、あらかじめ民生・児童委員氏名、交付年月日及び交付額の欄の内容を記入しておき、各委員は、受領印のみを押印していた。また、領収書の交付年月日の欄には、本件資金前渡員の預金口座から、各協議会の預金口座に送金された年月日を記入していた。

(エ) 一宮市民生・児童委員会長連絡協議会

各協議会の会長を構成員とする任意の会議体として「一宮市民生・児童委員会長連絡協議会」が年4回開催されており、本件資金前渡員等は、そのうち2回（4月・9月）の会議の席上、(ア)と同様の内容を、事前に伝達していた。

エ 資金前渡金の精算

センター長は、本件資金前渡員から精算に関する証拠書類の提出を受け、領収書に各委員の受領印が押印されていることを確認し、適正と判断していた。

(3) 領収書の体裁等

ア 領収書の様式

領収書は、センター長が様式を定め、一宮市長に通知していた。なお、領収書の様式には、宛先や発行日を記載する欄は、設けられていなかった。

イ 領収書の提出

本件資金前渡員は、次表のとおり、資金前渡金の精算に際して、証拠書類として領収書をセンター長に提出していた。

年度	半期	対象月	弁償費額	領収書枚数	委員数
平成25	上半期分	4月～9月	14,491,800円	40枚	498人
	下半期分	10月～11月	4,820,900円	40枚	497人
		12月～3月	9,835,800円	40枚	508人
平成26	上半期分	4月～9月	14,816,750円	40枚	511人
	下半期分	10月～3月	14,826,450円	40枚	511人
平成27	上半期分	4月～9月	14,841,000円	42枚	513人
	下半期分	10月～3月	14,821,600円	41枚	512人
平成28	上半期分	4月～9月	14,836,150円	41枚	511人
	下半期分	10月～11月	4,947,000円	41枚	510人

		12月～3月	9,966,750円	41枚	514人
平成29	上半期分	4月～9月	15,192,492円	42枚	520人
	下半期分	10月～3月	15,192,488円	44枚	522人

領収書の金額と交付要綱に定められた弁償費の額を突合したところ、金額はいずれも合致し、領収書の金額に誤りはなかった。

ウ 領収書の訂正

平成25年度から平成29年度までの間の領収書について、次のとおり領収書の訂正箇所を確認した。

(7) 市長印による領収書の交付年月日の訂正

平成28年度上半期分（4月～9月）の領収書41枚のうち5枚と平成28年度下半期分（10月～11月）の領収書41枚のうち4枚は、交付年月日の欄が訂正され、領収書の欄外に、訂正の文字数に応じて、それぞれ「○字削除○字加入」と記載し、市長印が押印されていた。訂正後の交付年月日は、本件資金前渡員の預金口座から、各協議会の預金口座に送金された年月日であることを確認した。

なお、市長印による訂正については、本件資金前渡員の説明によれば、愛知県尾張福祉相談センター職員から、弁償費の精算を行う際に領収書を徴する必要があることから、時間的な制約等を考慮し、便宜上、一宮市が一括で訂正することもやむを得ないと伝えられたためであるとのことであった。

(4) 個人印による領収書の氏名の訂正

平成27年度上半期分（4月～9月）の領収書42枚のうち1枚は、A委員の氏名が二重線で抹消され、B委員の氏名に訂正されており、一宮市福祉部生活福祉課職員の訂正印が押印されていた。受領印欄には、氏名訂正後のB委員の印が押印されていることを確認した。

(ウ) 領収書欄外の合計人数及び金額の訂正

平成25年度下半期分（10月～11月）の領収書40枚のうち1枚は、領収書欄外の合計「15人 145,500円」との記載が1本線で抹消され、「14人 135,800円」に訂正されており、民生・児童委員氏名、交付年月日及び交付額の欄を訂正したものではないことを確認した。

2 判断

以上の認定した事実に基づき、請求人の主張を踏まえ判断する。

(1) 請求人の主張の要旨

本件住民監査請求は、法第242条に基づいて、本件住民監査請求の対象となる民生委員・児童委員に対する弁償費の交付について、県に違法若しくは不当な公金の支出等の監査を求めているものである。そこにおいて、請

求人、第12(1)～(4)において、問題点を指摘して、弁償費の精算が無効であるので、平成25年度から平成29年度までの間の弁償費の全額返還を求めるために必要な措置を講ずるべきであると主張しているのを、これを検討する。

(2) 具体的検討

ア 請求理由の(1)「民生委員・児童委員の領収書」は、領収書の体裁や内容に多くの問題が見つかっており、そのため弁償費の精算が無効である旨を主張している。なるほど、領収書の訂正は、第31(3)ウ記載のとおりであり、一部問題が認められ、そこには改善の余地がある。しかし、元来、領収書は、民生委員・児童委員の弁償費の交付金額及び受領の有無等の疑義を払拭するための証拠であって、その領収書の体裁や内容によって、弁償費の交付や精算自体が有効・無効となるわけではない。よって、領収書の一部に問題が認められたからといって、弁償費の全額返還を求めるために必要な措置を講ずるべき必要性は、認められない。

イ 請求理由の(2)「交付要綱に定められた金額と異なった金額が交付されているものがあること」、(3)「交付要綱に定められた金額が民生委員各自に交付されていないものがあること」及び(4)「年度末まで民生委員・児童委員に個々に支払われないで、民生委員協議会で余った金額を年度末に規定に従い分配しているものがあること」は、いずれも、本件資金前渡員が、各協議会を通じて各委員の弁償費を交付しており、協議会の会費等を各委員から徴収金として控除して、残額を交付していたという協議会の弁償費の支払について言及しているものと認められる。

先に認定したとおり、関係法令等からすれば、県が民生委員・児童委員に対する所定の弁償費を本件資金前渡員に交付していた手続について問題がないことは明らかである。検討すべき点は、本件資金前渡員が各協議会の預金口座に所定の弁償費を送金し、各協議会を通じて、その弁償費の交付を行っていたことが、違法若しくは不当な公金の支出等に該当するか否かである。

民生委員・児童委員に対する所定の弁償費は、本件資金前渡員から各委員に対し、直接交付されることが想定されている。しかし、従前から現在に至るまで、本件資金前渡員が各協議会の預金口座に所定の弁償費を送金し、各協議会を通じて、各委員に弁償費の交付を行っていたことは、次の諸事情と経過からして、直ちに違法若しくは不当な公金の支出等とまでいうことはできない。

(ア) 各協議会を通じての弁償費の交付手続は、遅くとも平成11年度から長期間にわたって行われており、その交付手続として各委員や各協議

会に少なくとも慣行として明らかに定着していること。

- (イ) 本件資金前渡員及び一宮市福祉部職員は、各協議会の会議に出席し、年2回（4月・10月）、上半期と下半期に関する弁償費の交付の周知及び領収書への押印等を説明し、各委員はその場で領収書に押印しており、また、会議に欠席していた各委員については、後日、それに応じて領収書に押印していた。そこにおいて、各委員は、いずれも各協議会を通じての弁償費の交付手続を前提としていたことに他ならず、この交付手続を少なくとも事実上承認していたと認められること。
- (ウ) 民生委員は、民生委員法第20条の規定により、必ず区域ごとに協議会を組織しなければならない、各協議会への加入が義務付けられている。このような性格の各協議会の運営には相応の経費が必要であることは容易に推察できるところ、協議会によっては、弁償費から会費等を控除して残額を各委員に交付することも、必ずしも不合理とはいえず、各委員に特段の不利益あるいは不公平な経済的負担が生じないこと。

3 結論

以上述べたとおり、請求人の請求は、いずれも理由がないものと認められるので、本件住民監査請求を棄却する。

第4 要望

本件についての判断は、以上のとおりであるが、今回の監査を踏まえ、以下のとおり要望する。

民生委員・児童委員に対する所定の弁償費は、交付要綱を含む関係法令等に従い、透明かつ適正な手続で正当な金額が交付されなければならない。

先に判断したとおり、本件では直ちに違法若しくは不当な公金の支出等とまでいうことはできないものの、改善の余地はある。今後、県は、疑義のない交付手続となるよう、速やかに検討することを要望する。

別表 1

平成24年 4月 1日から平成29年 3月31日まで

在職期間	弁償費		
	民生委員分	児童委員分	合計
11月	26,675円	26,675円	53,350円
10月	24,250円	24,250円	48,500円
9月	21,825円	21,825円	43,650円
8月	19,400円	19,400円	38,800円
7月	16,975円	16,975円	33,950円
6月	14,550円	14,550円	29,100円
5月	12,125円	12,125円	24,250円
4月	9,700円	9,700円	19,400円
3月	7,275円	7,275円	14,550円
2月	4,850円	4,850円	9,700円
1月	2,425円	2,425円	4,850円

平成29年 4月 1日以降

在職期間	弁償費		
	民生委員分	児童委員分	合計
11月	27,041円	27,041円	54,082円
10月	24,583円	24,583円	49,166円
9月	22,125円	22,125円	44,250円
8月	19,666円	19,666円	39,332円
7月	17,208円	17,208円	34,416円
6月	14,750円	14,750円	29,500円
5月	12,291円	12,291円	24,582円
4月	9,833円	9,833円	19,666円
3月	7,375円	7,375円	14,750円
2月	4,916円	4,916円	9,832円
1月	2,458円	2,458円	4,916円

別表 2

年度	半期	対象月	資金前渡額	弁償費額	精算額
平成25	上半期分	4月～9月	14,491,800円	14,491,800円	0円
	下半期分	10月～11月	4,820,900円	4,820,900円	0円
		12月～3月	9,835,800円	9,835,800円	0円
平成26	上半期分	4月～9月	14,816,750円	14,816,750円	0円
	下半期分	10月～3月	14,826,450円	14,826,450円	0円
平成27	上半期分	4月～9月	14,841,000円	14,841,000円	0円
	下半期分	10月～3月	14,821,600円	14,821,600円	0円
平成28	上半期分	4月～9月	14,836,150円	14,836,150円	0円
	下半期分	10月～11月	4,947,000円	4,947,000円	0円
		12月～3月	9,966,750円	9,966,750円	0円
平成29	上半期分	4月～9月	15,192,492円	15,192,492円	0円
	下半期分	10月～3月	15,192,490円	15,192,488円	△2円
合 計			148,589,182円	148,589,180円	△2円

別記様式

民生委員・児童委員活動費用弁償費 領収書

市町名 _____

民生・児童委員 氏名	交付年月日	交付額			受領印
		民生委員分	児童委員分	計	